



(主税局ホームページ)

主税局イメージキャラクター
タックス・タクちゃん



あなた と 都税

今月の特集は
ご存知ですか？
償却資産にかかる固定資産税

1月号
2020
(令和2年)
第601号



1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)

1月31日(金)までにご申告ください

期限間近になりますと、窓口が大変混雑しますので、お早めに申告をお願いいたします。

お問い合わせ先：資産が所在する区にある都税事務所

正月開園2020

都立庭園では、庭園の魅力を高め、より多くの方々楽しんでいただけるよう、正月開園や春や夏の開園時間の延長、桜や紅葉時期のライトアップ、紅葉めぐりスタンプラリーなどを実施しています。写真は、小石川後楽園「大名庭園でお正月」の里神楽。

明けましておめでとうございます

東京都主税局長 塩見 清仁

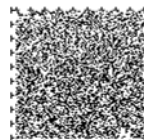


東京都では、誰もが安心して暮らし、活力を持って過ごせるよう、防災対策や福祉対策等、様々な取組を着実に推進しております。こうした取組は皆様に納めていただいている都税により支えられています。

本年も、適正かつ公平な税務行政を進め、納税者の立場に立ったサービスの向上に努めるとともに、税の仕組みや使い道など、よりわかりやすくお伝えしてまいります。

引き続き、適正な申告や納期内納税への御理解と御協力をお願い申し上げます。

新年が皆様にとりまして良い年でありますよう、心からお祈り申し上げます。 令和2年 元旦





償却資産の課税までの流れ (23区の場合)

1月1日現在所有している償却資産を、その年の1月31日までに、資産が所在する区にある都税事務所に申告していただきます。

<例：東京都 償却資産申告書様式>

【償却資産申告書(償却資産課税台帳)】



【種類別明細書(増加資産・全資産用)】



申告を基に償却資産の価格等が決定され、決定された内容は課税台帳に登録されます。価格等の算出の結果、区ごとの課税標準額が150万円以上の場合は課税の対象となるため、6月上旬に納税通知書が交付されます。

☆**税額 = 課税標準額 × 税率(1.4%)**

納期は通常4回に分かれ、年間を通して納めていただきます。

申告対象となる主な償却資産 (業種別)

業種	資産の名称
共通	コピー機、ルームエアコン、応接セット、LAN設備等
製造業	製造設備、旋盤、梱包機等
印刷業	製版機、印刷機、断裁機等
建設業	大型特殊自動車(ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト)等
娯楽業	パチンコ器、ゲーム機、両替機、ボウリング場用設備等
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫等
小売業	陳列棚、陳列ケース等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌器等
医(歯)業	医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット)等
クリーニング業	洗濯機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備等
不動産貸付業 駐車場業	発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、駐車場等の舗装等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャンピー、地下タンク等
ホテル・旅館業	ベッド、家具、テレビ、厨房設備等

※この表は、償却資産の対象となる主な資産の例示です。
詳細は、資産の所在する区にある都税事務所までお問い合わせください。

生産性向上特別措置法に係る 課税標準の特例について



東京都(23区内)では、各特別区から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した設備について、一定の要件を満たす場合、固定資産税(償却資産)を3年間ゼロとする特例措置を講じます。

対象となる場合は、「固定資産税・都市計画税の課税標準の特例に係る届出書」と必要書類を償却資産のご申告と併せてご提出ください。適用期間・適用対象資産などの詳細については、東京都主税局HPをご確認ください。

東京都主税局 生産性向上設備

検索



eLTAXをぜひご利用ください!



23区内の固定資産税(償却資産)について、eLTAX(地方税ポータルシステム)を利用した電子申告等の受付を行っています。

1月は休日運用日もございます(18日(土)、19日(日)、25日(土)、26日(日))。ぜひご利用ください!

利用手続について

eLTAXヘルプデスク ☎0570-081459

(つながらない場合 ☎03-5521-0019)

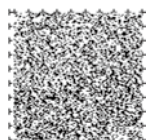
※9時~17時(土・日・休日、12/29~1/3除く)

申告の内容について

所管都税事務所の償却資産班

エルタックス

検索



東京2020大会後のレガシー を見据えた取組

東京2020大会時には、障害者や外国人等を含む多くの人々が東京を訪れます。都では大会の成功に向け、道路や鉄道駅などの都市のバリアフリー化や、心のバリアフリー、情報バリアフリーなどハード・ソフト両面での取組を進めており、今回はソフト面の取組について紹介します。



令和元年度「心のバリアフリー」普及啓発
ポスターコンクール 最優秀賞

心のバリアフリーに向けた学習等の支援

小中学校において福祉体験学習等による心のバリアフリーに係る普及啓発を実施している区市町村を支援しています。

外国の手話も含めた手話のできる都民を育成

東京2020大会に向けて、普及啓発冊子の作成、手話通訳者養成講習会の実施、外国語手話の技術習得に係る経費の一部の助成等により、手話の普及促進を図り、手話のできる都民を育成し、手話人口の裾野を広げていきます。

遠隔手話などICTを活用した遠隔手話通訳サービスの普及

遠隔手話通訳システム、筆談・音声認識アプリを導入したタブレット型端末を都庁内で貸出し、都庁内のイベントの受付などでの活用や普及啓発を行うことで、聴覚障害者の社会参加を推進します。

様々な広報媒体等を活用した普及啓発の推進

「心のバリアフリー」普及啓発ポスターコンクールの実施や、普及啓発冊子の作成・配布等により、心のバリアフリーに対する社会的機運の醸成を図っています。

こうした取組を継続的に実施し、障害のある人もない人もお互いを尊重し、支えあう共生社会を実現していきます。

お知らせ

東京2020大会の開催に伴い、 宿泊税の課税を停止します。

東京都では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、下記期間に行われた宿泊に対する宿泊税を課税停止します。

宿泊税課税停止期間：

令和2年7月1日～同年9月30日

詳細は、主税局HPをご覧ください。

☎ 千代田都税事務所事業課税個人事業税班(宿泊税担当)

☎ 03-3252-7144

☎ 課税部課税指導課個人事業税班

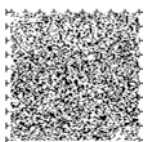
☎ 03-5388-2956

スマートフォン×マイナンバー カードでe-Tax！進化する スマート申告！

国税庁HPの『確定申告書等作成コーナー』では、令和2年1月31日から、スマートフォンからマイナンバーカードを利用した所得税の確定申告書のe-Tax送信サービスが開始となる予定です。

スマホ マイナンバーカード 確定申告 検索

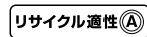
☎ 最寄りの税務署



都政はみなさまからの貴重な都税に支えられています。
「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン」(都庁総合HP <http://www.metro.tokyo.jp/> からご覧いただけます。)では、都の主要政策を紹介しています。



※紙バブル配合率70%再生紙使用
石油系顔料を含まないインキを使用しています。



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

☎ 住宅が所在する区市町村を管轄する都税事務所・支庁

公売情報

インターネット公売(動産、 自動車、不動産等)を実施し ます！

公売参加申込期間：

1月7日(火)13時～1月21日(火)23時

せり売り期間(動産、自動車)：

1月27日(月)13時～1月29日(水)23時

入札期間(不動産等)：

1月27日(月)13時～2月3日(月)13時

動産、自動車については、下見会を実施予定です。

公売物件は変更されることがあります。また、公売は中止になることがありますので、最新情報及び詳細は主税局HPをご覧ください。

☎ 徴収部機動整理課公売班

☎ 03-5388-3027

編集後記

新年が始まりました。2020年はいよいよオリンピック・パラリンピックイヤー！高まる気持ちを胸に、パワーアップした「あなたと都税」をお届けします。(Y)



東京都主税局総務部総務課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
電話 03-5388-2924
印刷番号(30)79 令和2年1月1日発行